

児童生徒指導に係るルール

県立阪神特別支援学校

1 児童生徒への指導に関する基本的なルールについて

- (1) 児童生徒への不適切な接し方により児童生徒の人権を侵害しないように、高い倫理観をもって学校全体で取り組む。
- (2) 日常生活の指導にあたっては、教員の言動や行為を人権という観点から常にかえりみて留意する。
- (3) 児童生徒の実態を把握し、課題について具体的な個別の指導計画を作成し、各学部学年で連携をとりつつ本人・保護者との合意形成を図った上で指導を行う。
- (4) 児童生徒の指導は複数の教職員で行うように留意し、やむを得ず1対1で行う場合も含めて、教室等の窓や扉を開けるなど密室状態にならないように配慮する。
- (5) 児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、生活年齢を基盤として過剰な身体接触や異性の児童生徒への不適切な接し方等を行わないように留意する。
- (6) 児童生徒との面談や相談等については、原則として、校内又は保護者在宅の児童生徒宅で実施し、やむを得ず校外で実施する場合は、事前に管理職の許可を得る。
- (7) 原則として、自家用車には児童生徒を乗せない。やむを得ず児童生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

2 教職員と児童生徒間での携帯電話又はメール・SNSの使用について

- (1) 児童生徒への連絡は、児童生徒の携帯電話には行わず、保護者を介した連絡を行う。やむを得ず直接電話連絡する際も、原則として携帯電話ではなく固定電話に連絡を行う。
- (2) 教職員と児童生徒との間での携帯電話又はメール・SNS使用は、教育活動（部活動指導・自力通学指導・行事指導等）の必要時に限ることとし、メールやSNSを通じての私的なやり取りは行わない。
- (3) 教育活動の必要時であっても、メールやSNSを通じて児童生徒と直接的なやり取りを行う場合には、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。その際、複数の教職員が参加することにより、情報を共有し、透明性を高める。